2011(平成23)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

憲法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

- 1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は1問ある。
- 2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
- 3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、 必ず解答用紙に清書して提出すること。
- 4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
- 5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
- 6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
- 7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
- 8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

次の文章を読んで, 下記の設問に答えなさい。

憲法第79条第2項及び第3項は最高裁判所裁判官の国民審査(以下,「国民審査」という。)について定めており、同条第4項は「審査に関する事項は、法律でこれを定める。」としている。これをうけて最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号。以下,「法」という。)が制定されている。

さて、法第4条は、国民審査の審査権を有する者について、「衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。」と定めている。そして、審査権を有する者(審査人)の名簿について法第8条は、「審査には、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。」と定めている。なお、審査は投票により行われ、投票は一人一票に限る(法第6条第1項、第2項)。

選挙人名簿については公職選挙法第19条以下が定めをおいている。この選挙人名簿とは別に、公職選挙法第30条の2以下は在外選挙人名簿について定めている。在外選挙人名簿は選挙人名簿とは別のものである。在外選挙人名簿に登録されている者は、衆議院議員選挙と参議院議員選挙において在外投票を行うことができる。

上記のように、国民審査においては選挙人名簿のみが用いられるので、日本国内に住所を有さず外国に居住する日本国民は、国民審査において投票をすることができない。そのような仕組みになっている理由としては、期間内に投票用紙の発送や回収が間に合わないといった点があげられている。

〔設問〕

外国に居住する日本国民が国民審査において投票できないという状態は憲法に違反する か。あなたと異なる見解の存在に言及しながら、論じなさい。 余白

余白